

熊谷市告示（乙）第98号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項において準用する同法第49条の6第1項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、第49条の7第2項において準用する同法第49条の6第2項の規定により告示する。

令和7年4月17日

熊谷市長 小林哲也



1 指定を取り消した指定避難所名及び所在地

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 熊谷市勤労青少年ホーム | 熊谷市石原1407番地1 |
| (2) 熊谷市立勤労会館 | 熊谷市石原1410番地1 |
| (3) 熊谷市立別府体育馆 | 熊谷市西別府2252番地1 |

2 指定取消し日

令和7年4月1日